

裁 決

審査請求人

処分庁 高松市福祉事務所長

8 上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成 26 年 11 月 27 日付けで提起された、同月 19 日付け生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

8 第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は、審査請求書によれば概ね次のとおりである。

処分庁の却下の理由は、稼働能力不活用とあるが、ハローワークへ 2 回行き就職活動をしましたが、体調が優れないためにあまり活動ができませんでした。

生活保護の申請を 2 回しましたが、2 回とも却下され生活に困っています。

なお、反論書の提出がなかったため、審査請求書に記載されている内容以外、特段主張はないものと推定する。

第2 認定事実

審査庁において、次の事実を認定する。

- 1 平成26年10月1日、請求人は、処分庁を訪れ、「平成25年12月27日より■■■■へ勤務しましたが、平成26年9月20日で■■■■を体調不良により退職しました。ハローワークへ就職活動をしています。仕事がなかなかみつかりません。貯金残高400円位と現金も少ないため、生活にこまっています。土地、建物などは持っていません。親族の人との交流は、たまに電話などをしています。金銭的な援助はありません。以上の理由により生活保護を申請します。」と保護を申請する理由が記載された保護申請書を提出した。(1回目の保護申請)

処分庁の担当職員(以下「担当職員」という。)は、請求人に、真摯に求職活動を行い、同月14日に求職活動報告書を提出するよう伝えた。

- 2 平成26年10月2日、担当職員は、請求人宅を訪問し、請求人と面接を行った。
- 3 平成26年10月9日、請求人は、処分庁を訪れ、申請の際に未提出であった書類を提出した。担当職員は、請求人が、同月1日の申請後、体調不良のため十分な求職活動ができていないことを聞き取ったが、今後はできるというため、真摯に求職活動を行い、求職状況を同月14日に報告するよう伝えた。
- 4 平成26年10月21日、処分庁は、請求人の求職活動報告書の提出期限を同月21日まで延長した。
- 5 平成26年10月22日、処分庁は、請求人の保護申請について、診断会議を行った。

診断会議において、請求人から求職活動報告書の提出はなく、処分庁に連絡もないことから、稼働能力の不活用のため、保護申請を却下することを決定した。

- 6 平成26年10月31日、請求人は、処分庁を訪れ、「平成25年12月27日より■■■■へ勤務しましたが、平成26年9月20日で■■■■を体調不良により退職しました。以前は、ハローワークへ就職活動を行っていましたが、現在は体調不良の為に就職活動ができません。貯金残高は400円位で、現金が少ない為、生活にこまっています。親族の人との交流はたまに電話をかけて話しています。親族からの金銭援助は一切ありません。以上の理由により生活保護の申請をお願いします。」と保護を申請する理由が記載された保護申請書を提出した。(2回目の保護申請)

担当職員は、請求人に、真摯に求職活動を行い、同年11月13日までに求職活動状況申告書を提出することと、離職に伴う失業保険の支給についてハローワークで手続きを行うよう伝えた。

また、請求人から聞き取った、請求人の年齢、生活状況、生活歴、職歴、病歴、

資産及び扶養義務者等の状況は、同日付で作成された面接記録票に記載されていた。

7 平成26年11月4日、担当職員は、請求人宅を訪問し、請求人と面接を行った。担当職員は、請求人の失業保険について、同月13日に開催される失業保険の説明会の後、支給があることを聞き取り、保護が開始になった場合は、収入認定するので、計画的に使うよう伝えた。

8 平成26年11月13日、請求人は、処分庁に、求職活動状況申告書を提出した。この求職活動状況申告書には、同年10月31日、高松公共職業安定所を訪れ、「求人閲覧」と、同年11月4日、しごとプラザ高松を訪れ、職業相談をし、「求人票1件を持ち帰り検討する。」と記載されており、処分庁は、請求人の保護申請について、診断会議を行った。

診断会議において、請求人が、適正かつ十分な求職活動を行ったとは言い難く、稼働能力の不活用のため、本件処分を決定した。

第3 判断

1 稼働能力の活用について、次のとおり法及び国の通知にその取扱いが定められている。

(1) 保護の補足性について、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）4条1項に、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とある。

(2) 稼働能力の活用について、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第4に、

「1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。

また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。

2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけでなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。

3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等

により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。

- 4 就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因を踏まえて行うこと。」とある。

- 2 これらのことを踏まえ、本件処分について検討する。

稼働能力の活用について検討する。

- (1) 稼働能力があるか否かの評価について検討する。

請求人は、上記第2の6のとおり前職場を体調不良で退職し、現在は体調不良のため、求職活動ができないことを理由に保護申請している。また、面接記録票には、請求人の年齢、生活歴及び職歴等について記載されている。

局長通知第4-2に、「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。」とある。しかし、処分庁は、生活歴・職歴等を把握しているが、ケース記録には、請求人が保護を申請する理由に記載している体調不良について、必要に応じて、主治医訪問による病状把握を行ったり、法28条1項に基づく検診命令を行うなど、医学的な面からの評価を行ったことや請求人の有している資格、生活歴・職歴等を分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案のうえ検討している記載はなく、稼働能力があるか否かの評価を適切に行っているとは言えない。

- (2) 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価について検討する。

処分庁は、上記第2の6及び8のとおり請求人に、真摯に求職活動を行い、求職活動状況申告書を提出するよう伝え、当該申告書の提出を受けた。求職活動状況申告書には、高松公共職業安定所で、求人閲覧と仕事プラザ高松で、職業相談し、求人票1件を持ち帰り検討すると記載されていた。

局長通知第4-3に、「稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。」とある。しかし、処分庁は、提出された求職活動状況申告書により求職活動の実施状況を把握しているが、ケース記録

には、請求人の稼働能力を前提とした真摯な求職活動の有無を検討した記載はなく、稼働能力を活用する意思があるか否かの評価を適切に行っているとは言えない。

(3) 就労の場を得ることができるか否かの評価について検討する。

処分庁は、上記第2の6のとおり面接記録票に請求人の年齢、生活状況、生活歴、職歴及び病歴等を記載している。

局長通知第4-4に、「就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。」とある。しかし、処分庁は、請求人の生活状況や職歴等を把握しているが、ケース記録には、これらの生活状況等から稼働能力を前提とした就労を阻害する要因・地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報を踏まえ検討した記載はなく、就労の場を得ることができるか否かの評価を適切に行っているとは言えない。

これらを踏まえると、稼働能力を活用しているか否かについて、局長通知第4に基づき、適切に判断しているとは言えない。

したがって、稼働能力の不活用のため、法4条1項に定める保護の要件を欠くものとしたことについて、違法・不当と言わざるを得ない。

以上のことから、本件処分は、法及び通知に基づき適正になされたと認められず、違法・不当であると言わざるを得ない。

第4 結論

本件審査請求は、理由があると認められるため、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成27年2月5日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造

